

地域医療介護総合確保基金を活用した 簡易陰圧装置の設置について

簡易陰圧装置の設置について

- 本メニューの目的は、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを低減するため、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くすることで、居室等において陰圧状態を確保することです。
- 簡易陰圧装置の購入だけでなく、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要となる場合には、同工事の実施が必須です。
- 簡易陰圧装置を設置した後、事業実績報告書に陰圧室としての機能を有していることを確認できる写真等を添付していただき、都道府県又は市町村がそれを確認することになります。

予備部品の購入費等について

- 予備部品の購入費等（交換用フィルター、テントの予備のビニール部分、保守費用）は、補助対象となりません